

様式第3号

兵退第 号
年 月 日

個人情報部分開示決定通知書

請求者 様

兵庫県市町村職員退職手当組合
組合長

年 月 日に請求のありました個人情報の開示について、次のとおり一部を除いて開示することに決定しましたので、個人情報保護法第82条第1項の規定により、通知します。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、兵庫県市町村職員退職手当組合長に対して不服申立てをすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、兵庫県市町村職員退職手当組合を被告として（訴訟において兵庫県市町村職員退職手当組合を代表する者は組合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の内容又は件名	
※1 個人情報の利用目的	
開示の実施方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴
開示の日時	年 月 日()午前・午後 時 分から
開示の場所	
開示しない部分の概要及び理由	(開示しない部分の概要) (開示しない理由) 兵庫県市町村職員退職手当組合個人情報保護条例第18条第号に該当
※2 開示しない理由がなくなる期日	年 月 日以降であれば開示請求に係る個人情報を開示することができますので、同日以降に改めて開示の請求をしてください。
備 考	

注1 個人情報の開示を受けるときには、この通知書を提示してください。

2 ※1欄は、個人情報保護法第62条第2号又は第3号に該当する場合には、記入されません。

3 ※2欄は、あらかじめ開示しない理由がなくなる期日が明示できるときのみ記入してあります。